

# 災害と開発の税制史

日本中世における土地利用再生システム論の提起

井原今朝男

History of Tax Systems Applied to Disasters and Redevelopment: a Study of Systems for the Reuse of Land  
in Medieval Japan

はじめに

- ① 災害・飢饉による土地利用の行き詰まりと耕地の縮小再生産
- ② 開発文立券による本主権の再生と免税期間の長期化
- ③ 地目の多様性と複数斗代制

むすび

## [論文概要]

本稿は、これまで開発領主による荒野開発として論じられてきた中世開発史の諸問題を、税制史の視点から再検討し、災害と開発が日常化した中世社会において、荒廃した耕地の土地利用をどのように再生させ、徵稅しながら課稅対象地を拡大し、農業生産を復興させていったのか土地利用再生システムの問題として再検討したものである。

第一に、院政期から治承内乱期に、課稅対象地の本田数は荒廃化・減少し、權力による上からの再開発が組織されないかぎり下から公田再開発が無かったことを論証した。

第二に、中世における荒野は、通説のような未開地や原野とはいはず、土地利用が行き詰った耕地を指す政治的地域であった。院政期には知行國主・國司と開発主体との間で立券文により、地目に応じた斗代・別納などの収納方法、雜公事免除の特典という契約がなされ、開発所当・荒野所当は負担しなければならなかつた。平安期国

司が三カ年の年貢公事免除を条件に開発を奨励したとする網野・戸田説は再検討が必要である。鎌倉時代になると幕府が三年間荒野に立てるなどを公認し、雜公事・開発所當とも免除され、南北朝期に四年、戦国期には五年、七年、十年と免税期間が長期化して開発者に有利な免税特權が慣習化した。旧本主権が残存しながら土地利用が行き詰った土地は「荒野に成す」ことによって地目変更して旧本主権を消滅させ、「新開」により新しい開発主体を決め、「開発文立券」や「宛状」により新本主権を社会的に公認し、納稅させるという土地利用再生のための社会的システムが機能していた。

第三に、中世では、知行國主・國衛や莊園領主等と開発主体との契約によって「古作」「年荒」「古新」「当新」という四つの地目に応じて古作・年荒は段別五斗代、古新は三斗五升代、当新は段別一斗五升代という複数斗代制が実施された。

これまで開発領主制論として論じられてきた災害と開発の諸問題を中世の土地利用再生システムとして論じるべきことを提起した。